

KSKR

No. 221

2016
Dec.

12

奈良県自閉症協会 NEWS

きずな

The Kizuna

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料1部 100円

会員は会費に含まれています。

2016

年12月18日午後、奈良市立中部中央公民館中ホールにおいて藤井克徳さんと考える相模原やまゆり園事件・奈良実行委員会主催の集いが行われ、北海道をはじめ県内外から約300人が参加され、熱心に藤井さんの講演を聴き、風化させてはならないやまゆり園事件が突き付けた重い問題について多くの団体から意見が述べられていました。藤井氏はやまゆり園事件を中心に事件の問題の背景についてこの事件から見たことと昨年からNHKと取り組んだ共同取材で明らかになった70年前ドイツの優生思想の真実はやまゆり園事件の背景とおおいに関係があること。および、今、わが国も力を入れようとしている障害者の権利条約を使えば使うほど問題を解決していく力になる等の話がなされました。参加できなかった皆様に当日の話の概略を知っていただくためにレジメの項目を掲載しておきます。(河村)

●主催・・「藤井克徳さんと考える相模原やまゆり園事件奈良」実行委員会／障害者差別をなくす条例推進委員会

日時＝2016年12月18日13:00～16:00

会場：奈良市立中部公民館

ナチスドイツ「価値なき生命の抹殺作戦(T4作戦)」からひもとく優生思想の本質とは

風化させてはならないやまゆり園事件、私たち一人ひとりに問われること

NPO 法人日本障害者協議会代表／日本障害フォーラム幹事会議長

藤井克徳

はじめに

・自己紹介

・きょうの話のあらまし

1. やまゆり園での殺傷事件に思う

1) 耳を疑ったあの日の朝のニュース(事件の発生は、7月26日未明)

2) 各地からの障害当事者の感想

3) ゆるせない容疑者の行動や言葉

葉

・ねらわれた重度障害者

・「障害者は生きていても仕方がない」という衆院議長への容疑者の手紙文

4) 国や神奈川県を検証委員会報告書への感想

2. やまゆり園事件と深く関係する優生思想とは何か

1) 優生思想とは

2) いつ頃から生まれた考え方か

3) 優生思想と障害のある人

4) 日本での優生思想政策

5) 今も世界中に、日本社会に深く根ざす優生思想

3. ドイツで実際にくり広げられた優生思想による悲劇(T4作戦を中心に)

1) T4作戦とは(1939年9月1日～1941年8月24日までの作戦)

2) NHK制作のVTR鑑賞(短縮版10分間)2015年～2016年にかけて放送

3) T4作戦の本質を考える

4) ドイツ訪問(取材)の感想

4. ナチスに立ち向かった勇氣ある人々(以下に掲げる人物は、すべてドイツ人)

1) フォン・ガーレン(ドイツ・キリスト教司教)

・1941年8月上旬に、ガーレンの指導の下でドイツ国内で一斉にT4作戦を批判するピラを撒く

・ピラの影響もあって、1941年8月24日にT4作戦の中止命令

2) オットー・ヴァイト(全盲のドイツ人)

・第一次世界大戦に従軍し、それがもとで戦後失明

・自身はドイツ人の全盲でありながら、ユダヤ人の障害者を多数かくまう

3) ケーテ・コロビッツ(女性の彫刻家)

・一貫した女性の反戦芸術家

・戦争と女性、戦争と母性に関する彫刻作品を多数

5. 日本での第二次世界大戦と障害者

1) 多くの障害のある人は「ごくつぶし」「非国民」呼ばわり

2) 東京都立松沢病院(精神科病院)のおびただしい数の飢餓殺

3) 知的障害者施設などでの悲劇

6. 優生思想と真向に位置するのが 障害者権利条約 1) 権利条約とは 2) 優互思想に対峙する主な条文 (前文e項、第8条(意識の向上)1 ーB項、第17条(個人をそのまま の状態で保護すること)など) 3) 権利条約を奈良県の隅々に 7. 参加者のみなさんへ 1) つながること 2) 伝えること 3) 続けること 8. むすび ○当日の集会最後に採択されたア ピール文 藤井克徳さんと考える相模原やま ゆり園事件・奈良 アピール(参 加者全員一致で採択) 障害のある人もない人もいのち輝 く社会を、奈良をつくりましょう。 相模原市やまゆり園で起こった障	害者殺傷事件から5か月が経とうと しています。容疑者は、「障害者は 生きる価値がない」と国会議長に手 紙を書き、抵抗するすべのない重度 障害者に襲いかかりました。これほ ど私たちの心に突き刺さった事件は ありません。 本日、私たちは、藤井克徳さんと 考える集会をもちました。今の社会 は「不寛容」な空気が渦巻いてはい ないでしょうか。貧困、格差がすす み、社会的弱者(障害者や高齢者、 女性、子ども)に、社会のひずみが 押し寄せています。生産性や効率が 最優先される社会にあって、頭をも たげてくるのが「優生思想」ではな いでしょうか。決して過去のもので はなく、私たちをとりまく社会とも 向き合いながらこの事件を問い続け ていくことが求められています。 今回の事件を受けて厚労省は「検 証・検討チーム」を設置し、12月8	日には、その最終報告書がでました。 しかし、事件の背景、温床に光を当 てることなく、福祉施設の防犯対策、 措置入院中の治療や退院後の支援に とどまっています。何より、14日 に閉会した臨時国会で本来なら集中 審議されるべきものであるにもかか わらず、首相は所信表明でも触れず、 真相究明にふたをする国の姿勢がみ てとれるのではないのでしょうか。日 本精神神経学会は、「再発防止をもっ ぱら精神医療に求め、精神医療が保 安のための道具として強化されるこ とに懸念」を表明、今後精神保健福 祉法改正の行方に注視が必要です。 10月10日奈良県障害フォーラム が緊急集会を開きました。ダウン症 協会のお母さんは、出生前診断に よって生まれる前から命の選別がお こなわれている現実を指摘し、重症 心身障害児の家族は50年以上前の 厚生省役人が放った言葉「税金も納
められないものに予算はつけられな い」を回想されました。この後、奈 良県が「障害のあるみなさんへ」を 健康福祉部長名で発信したことは奈 良の障害をもつ人たちを励ましてい ます。 私たちは、この奈良で、障害のあ る人たちのいのち輝く奈良県をつく ろう、と地域で営々と努力を重ねて きました。「奈良県障害のある人も ない人もともに暮らしやすい社会づ くり条例」も、まだ動き出したばかり です。 障害者権利条約第8条には、「障害 に関する定型化された観念、偏見及 び有害な慣行と戦うこと」と条文の 中で唯一「戦うこと」が書かれ、運 動の大切さを示しています。 私たちは、この奈良で何ができる のか。この事件を考え続けていきま しょう。 そして、障害者権利条約が地域のす	みずみにゆきわたる平和であたたか い奈良県をつくるためにより一層、 運動を推進し、力を尽くしていきま しょう。 2016年12月18日 藤井克徳さんと考える 相模原やまゆり事件・奈良	

国連障害者権利委員会への 第1回代替報告 イタリア障害フォーラム（FID）

2016年1月18日提出（日本障害フォーラム（JDF）仮訳・抄）から3つの条文

第12条—法律の前にひとしく認められる権利

管理支援制度という法制度を導入する法律6/2004が採択されたにもかかわらず、国の法律では、いまだに心神喪失を理由とする法的能力の剥奪を認めている。

○国の報告

国の報告では、法の前にひとしく認められる権利がイタリア憲法に正式に記されていること、その結果、イタリアの法律では、法的能力にかかわる分野において障害に基づく差

それ以外の、選択、決定及び自己決定の権利と能力を剥奪する。さらに、第12条に基づく意思決定の支援へのアクセスを確保し、規制する法律もない。

○第12条に対する違反

禁治産宣告／資格剥奪という法制度は、いずれもいまだに実施されており、現行の管理支援制度とともに、本人の利益を最優先する保護という考え方に基づいている点で、障害のあるすべての人の完全な法的能力を例外なく認めることと、本人の意思を尊重した意思決定の支援の提供を定めた第12条とは対照的である。

○勧告

26. 第12条に従い、障害に基づく禁治産宣告と資格剥奪という法制度を通じた法的能力の剥奪を認める法律を廃止し、現行の管理支援制度

別が認められていないことを確認している。同時に、全面的あるいは部分的な心神喪失が個人に認められることを前提とする禁治産宣告と資格剥奪という法制度が、今も実施されていると認めている（パラグラフ30）。管理支援制度は、2004年に法律6/04で制定された。この法律によれば、管理支援者は行為能力が限られている／損なわれている人を支援する（パラグラフ31）。

○国の報告に書かれていないこと

国の報告では、後見人の下にある人の数に関するデータや、障害のあるすべての人による支援付き意思決定と関連保護措置へのアクセスを確保する規定に関する明確な情報を提供していない。

○障害者団体からの情報

管理支援制度という法制度は、全

を、無能力の概念を削除し、あらゆる生活分野への適用を拡大して、改正する。

27. イタリアの法律に意思決定の支援に関する規則と規制を含め、「本人の利益を最優先する代替的意思決定」という考え方を、「いかなる方法で表明されたかを問わず、本人の意思を尊重した支援付き意思決定」という考え方に置き換える。必要に応じて、管理支援者に対する権利条約、すなわち、その第12条の規定に従った権利に基づくアプローチと、代替的／補助的なコミュニケーションの形態及び手段に関する研修を行い、十分な資金を提供する。

第19条—自立した生活及び地域社会への包容

イタリアには、家族からのサポートがない障害のある成人を隔離施設

面的な、あるいは、長期に及ぶ資格剥奪に代わるものである。したがって資格剥奪は、個人の状況に基づく判断によって決定され、多かれ少なかれ長期化する可能性がある規定で、権利と権力の悪用という明確な危険の発生に左右されると見なされなければならない。にもかかわらず、法律6/2004にさえも、「弱者の保護」を目的としつつ、認知能力や意思能力が全面的あるいは部分的に、また、一時的あるいは永久的に欠ける人について、「管理能力の不足」や「生まれながらの無能力」などとする否定的な考え方が残っている。イタリアの法的能力に関する法律は、それゆえ、管理支援制度と、心神喪失者に適用できる禁治産宣告及び資格剥奪の継続という二本立てを基本としている。イタリアの禁治産宣告制度では、禁治産宣告を受けた人から自動的に投票権を奪うことはないが、

に收容するという確固たる伝統がある。（小規模グループホーム、援助付き住宅、在宅支援などの）居住型施設による解決策という代替手段は、今なお非常に少なく、おもに軽度の障害のある人に限られている。居住型施設で生活している人で、小規模家族型コミュニティやコミュニティ住宅を利用している人はわずか3.4%にすぎない。收容施設で生活している人は90%を超える。

○国の報告

国の報告では、以下を確認している。

- ・自立生活と社会へのインクルージョンに関するイタリアの法律は、権利条約第19条に定められている義務のほぼすべてを実施している点で、極めて進歩的である（パラグラフ56）。
- ・法律104/92は、パーソナルアシ

スタンスとコミュニティにおける代替的小規模居住型施設など、在宅支援及びサービスの開発について定めている（パラグラフ 56）。 ・法律 162/98 は、パーソナルアシスタンスを含む自立生活への道の確保を目的として個人に合わせて作成される計画の開発について定めている（パラグラフ 57）。 ・法律 328/00 は、提供可能な最低限のサービスのうち、自立生活スキーム、コミュニティ支援サービス、およびコミュニティでの小規模居住型施設に対する財政支援に関する規定を記している（パラグラフ 58）。 一方、国の報告では、以下についても認めている。 ・法的枠組みには、障害のある人のどこで誰と生活するかを選択する権利への明白な言及がない（パラグラフ 67）。 ・障害のある成人、特に知的障害の	ある人の、居所に関する政策の中心となっているのは施設収容である（パラグラフ 67）。 ・居住型施設（グループホーム、介護付き集合住宅、援助付き住宅など）による代替的解決策はほとんどなく、おもに軽度の障害のある人に限られている（パラグラフ 67）。 ○国の報告に書かれていないこと ・どこで誰と生活するかを選択する権利の享受に関する規則の実際の効果 ・権利条約批准後に正式に手続きが進められた脱施設化への消極的／積極的な流れに関連した活動の有効性と効率性 ・国の報告で指摘された規制の適用に関する分析と立証 ・地域社会での生活に向けた移行計画の開発に関する情報の欠如 ・知的障害や精神障害のある成人の	高い施設収容率を監視するためのデータと統計の欠如 ○障害者団体からの情報 この数年間、マルケ、サルデーニャ、カンパニア、トスカーナなどの州で障害のある人の施設収容という解決策を支持する地域政策への警鐘 100 が高まってきた。イタリアは、より多くの支援を必要としている障害のある人に「他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」を保証する適切な支援を、領土内で一様な方法により、全地域で提供することは、まだしていない。 イタリアには、家族からのサポートがない障害のある成人を、おもに宗教団体が運営する隔離施設に収容す
るという確固たる伝統がある。（小規模グループホーム、援助付き住宅、在宅支援などの）居住型施設による解決策という代替手段は今なお非常に少なく、おもに軽度の障害のある人に限られている 101。居住型施設で生活している人で、小規模家族型コミュニティやコミュニティ住宅を利用している人はわずか 3.4% にすぎない。収容施設で生活している人は 90% を超える 102。 隔離施設でのサービスを続ける理由としては、制度面及び経済面が引き合いに出される。これらの理由は、障害のある人の選択と選好の権利よりも優先されており、その結果、障害のある人の内なる尊厳を侵害している。権利条約批准後も、地域社会での生活への積極的な流れはまったく生じていない。パーソナルアシスタンスなどの自立生活に向けた個別支援は、すべての州で平等に保証さ	れているわけではない。さらに、大規模施設への収容に代わる選択肢（より小規模な生活コミュニティ、グループホームなど）でも、居住者は自分自身の生活を選択したり管理したりすることができないという理由から、多くの場合、施設収容型の運営が継続されている。 ○コラム 15 – イタリアにおける居住支援サービス 2011 年、イタリアにおける〔障害のある人の〕受け入れ先は 386,803 で、そのうちの 88% は 30 人以上を収容している施設に、95% は 10 人以上を収容している施設にあった 103。2009 年に国連〔障害者権利〕条約を批准したにもかかわらず、2011 年に提供された居住支援サービスのタイプが大きく変化したようには見えない。その一方で、障害のある人のための居住支援サービ	スが提供する受け入れ先の合計は、2007 年（178,830）の 2 倍となった。2007 年には受け入れ先の 85%（153,798）が 30 人以上を収容している施設に、92% 以上（165,832）が 20 人以上を収容している施設にあった。施設に収容された障害のある人は、2013 年に約 370,000 人（イタリアの人口の 0.6%）104 で、これは 2011 年と実質的に変わらない率である。 州政策では、引き続き障害のある人の施設収容を促進しており、時には緊縮財政政策の結果、施設収容が行われる場合もある。たとえば、マルケ州の州議会決議 1260/2013 は、障害のある人の居住施設では病床数を 20 床未満にしてはならないと定めており、20 床の施設と合併して、少なくとも 40 ～ 60 人を収容する居住型施設にするよう勧めている。トスカーナ州では、知的障害や発達障

害のある人のための大規模施設が2件、エンポリとピサで建設中であり、1件は居住支援サービスで20、デイサービスで60以上、もう1件は居住支援サービスで100、デイサービスで400の受け入れ先を提供する予定である。 全国レベルでは、地方自治体が負担する障害のある人の在宅支援関連費（211, 201, 262 ユーロ）は、居住型施設に割り当てられている資金（256, 926, 187 ユーロ、利用者の参加に応じて割り当てられる額を除く）よりも少ない。障害関連費の平均は、サービスのタイプによって著しく異なり、社会扶助サービス(RAS)の1利用者当たり年間3, 469 ユーロから、障害のある人向けの医療付き居住型施設(RSD)の12, 201 ユーロ（利用者の参加に応じて割り当てられる額を除く）まで、さまざまである。	る。 高度なニーズを持つ人の「多くの支援」へのアクセスは、特別に割り当てられた資金の利用可能性に左右される。国による「非自立者支援基金」の額は、安定法で毎年決定され、その際、地方自治体独自の資金が加算される場合もある。 国による非自立者支援基金は2011～2013年には中止となった。しかし、2014年には2億5千万ユーロ、2015年には4億ユーロが全国で再び支給され、2015年にはそのうちの3900万ユーロが州に割り当てられた。現在の積極的な流れにもかかわらず、必要なサービスや手続きへのアクセスを、多くの支援を必要としている障害のあるすべての人に保証するには、国の基金を州独自	の資金と合算している州でも、この額ではまだ不十分である。さらに、これらの資金が施設収容を増やすために使用されることもある。2009年に権利条約が批准されたにもかかわらず、地域福祉政策に割り当てられる資金の総額は2010年から2011年にかけて減少した（－1％）。この消極的な流れは、2003年から2009年までの積極的な流れとは逆方向へと進み続け、障害のある人への社会サービスは州によってかなり異なることとなった。北部イタリアで生活している障害のある人に対するサービスや支援のための社会費は、南部の777 ユーロに対し、年間5, 370 ユーロである¹⁰⁵。 パーソナルアシスタンスを含む自立生活スキームを採用し、これに資金提供しているのは、わずか2、3州である。自立生活プロジェクトへ
の支援を提供していない州で生活している障害のある人は、それゆえ、他州で生活し、このような機会の恩恵を受けることができる人と比較して、差別されている。さらに、パーソナルアシスタンスや自立生活に向けたその他の形式の支援〔の州による格差〕、州をまたいで移動のしにくさは、障害のある人の全国各地への移動を妨げている。 2014年にイタリア政府は、小額の基金（1千万ユーロ）を州レベルで実施される自立生活試験プロジェクトに割り当てた。これに対する問い合わせと申請から、公務員や社会サービス従事者が、この件についての知識をほとんど持っていないことが明らかになった。	○勧告 33. 障害のある人を対象とした居住支援及びサービスの最低基準を国レベルで定め、導入し、資金を調達し、高度な支援ニーズのある人（非自立者）を含む障害のあるすべての人に、個別に作成された計画に従い、本人の選択と希望を尊重し、その居所や必要な支援のレベルに関係なく、自立生活スキームと小規模な地域に根ざした居住支援サービスへの均一なアクセスを確保する。自立生活に関する国のガイドラインを定める。この際、障害のある人にその代表団体を通じて積極的に参加してもらう。 34. 分離型居住支援サービスに代わるインクルーシブなサービスへの妥当な期間内での移行プロセスを、知的障害や精神障害のある人、多くの支援を必要としている人を含むあらゆる年齢の障害のある人に、地域	社会におけるさまざまな居住型施設に必要な個別支援とともに提供することによって促進し、実施することを、イタリア各州に強く促す。 35. 障害者団体と連携し、障害のある人の選択と自己決定の能力を強化するための意識向上及びエンパワメント活動を開発する。 ----- 第24条—教育 障害のあるすべての児童・生徒の普通学校と教育支援策へのアクセスを保証する法的枠組みにもかかわらず、障害のある生徒のインクルージョンにかかわる学校職員の資格認定と、その結果としての指導の質は、多くの場合不十分で、高等学校や大学、職業訓練へのアクセスが制限されることになる。卒業後のソーシャルインクルージョンと労働市場における職場へのインクルージョンの成果は、特に学習障害のある人及び障

害のある少女と女性の場合、満足のいかないものである。 ○国の報告 国の報告では、以下が強調されている。 ・イタリアの憲法と教育分野にかかわる法的枠組み（法律 118/71 第 28 条、法律 517/77、法律 104/92）は、必要な教育支援のレベルに関係なく、障害のあるすべての児童・生徒の普通学校及び普通学級におけるインクルーシブな教育へのアクセスを保証している（パラグラフ 101）。 ・入院中の児童は、ホームスクーリングや院内学級が利用できる（パラグラフ 103）。 ・すべての生徒の個別のニーズを満たす教育支援策に、一貫した量の財源と人的資源が割り当てられている。 ・障害のある人の職業訓練へのアクセ	セスは、イタリア憲法第 38 条、法律 118 / 1971 118、845/1978 119 及び 104/1992 120 で認められているが、公共または民間の職業訓練施設、普通学級、専門課程への障害のある学生のインクルージョンは各州に任されている（パラグラフ 102）。合理的配慮は「身体障害または知覚障害のある生徒の自立とパーソナルコミュニケーションの援助」の分担と、個別計画、教材と支援技術の支給、大学への手話通訳者の派遣、障害のある児童がいる学級の児童数の上限の設定を含むその他の方策に関する法律 104/92 に基づき提供される（パラグラフ 104）。 ・障害のある教師は小学校で支援教員として働くことができ、全盲の教師には中学校の授業に信頼のおけるアシスタントを連れて行く権利がある（法律 270/82 第 64 条）（パラグラフ 109）。	国の報告では、法律 328/2000 第 14 条に基づく、障害のある成人、特に高度な支援が必要な成人による、職業訓練、生涯教育プログラム、障害のある成人向けの特別な居住支援サービスとデイサービスにおける個別のニーズを満たすための教育支援へのアクセスに関する最低基準と監視の仕組みがないことを認めている（パラグラフ 102）。 ○国の報告に書かれていないこと 国の報告には、以下が明確に述べられていない。 ・アクセシビリティ要件が、あらゆるレベルのすべての学校で遵守されているかどうか ・あらゆるレベルの学校において、児童・生徒の効果的な学習という観点から、教育の質がどのように評価されているのか
・障害のある児童・生徒に対する指導の継続がどのように確保されているのか ・障害のある生徒が学校で達成する資格という観点からの、ジェンダーの平等に関する情報 ・普通教員の教職課程に障害のある児童・生徒の特別な教育ニーズに関する知識が含まれているのか、また、どの程度含まれているのか ・支援教員と支援を担当するその他の学校職員の資格基準が、国レベルで設定されているのか ・普通教員及び支援教員、支援を担当するその他の職員のための大学課程について、障害のある児童・生徒の特別な教育ニーズに関する質基準が、国レベルで存在するのか ・障害のある教師の採用はどのように認められ、また、促進されているのか	○障害者団体からの情報 障害のあるすべての生徒にインクルーシブな教育へのアクセシビリティを保証する進歩的な法的枠組みと財政援助にもかかわらず、まだ解決しなければならない例外と課題がいくつかある。 例外は、イタリアの在外学校に見られ、現地の憲法で障害のある児童を受け入れることを義務付けていない可能性がある。 課題は、障害のある生徒のためのアクセシビリティ基準を満たしていない学校の数である。2003/2004 年度及び 2009-2010 年度の教育・大学・研究省（MIUR）のデータ 121 によれば、すべての学校施設における建築上の障壁の撤廃は、州によって著しい格差はあるものの、まだ校舎の 3 分の 1 について実施されなければならないが、学校のアクセシビリ	ティは明らかに改善している。 もう 1 つの大きな課題は、障害のある児童・生徒に与えられる教育の質が低いことである。インクルーシブな教育制度にもかかわらず、いくつかの要因のために、障害のある生徒に質の低い教育を提供することになってしまっており、雇用と社会への障害のある成人のインクルージョンや参加が促進できずにいる。 支援教員の専門教育を行う大学院課程の質は、教育省による監視を受けていない。一部の大学では、海外の大学と提携して数日間の研修による専門教育を確保している例もある。教師や学校職員、特に深刻な学習障害やコミュニケーション障害のある生徒のインクルージョンを支援する支援教員とコミュニケーション／パーソナルアシスタントに対す

る、特別支援教育と代替／補助的コミュニケーション方略、特別な補助教材や新世代ソフトウェアの利用に関する不十分な、また、時として大雑把な研修は、深刻な学習障害やコミュニケーション障害のある生徒の学習の機会を困難にし、障害のある人の卒業後の社会や職場へのインクルージョンが不満足な結果となってしまう。手話をコミュニケーション手段として選択しているろうの生徒の要求は十分に満たされていない。2011 - 2012 年度には、深刻な学習障害と行動面の問題のある生徒の家族の約 9% が、子どもの学校と行政に対して、子どもが学校で直面する困難に対処できるように支援時間を増やすことを求めて訴訟を起こした。 さらに、学校による法的規範の実施における格差、障害のある生徒の	機能面のプロフィールのアセスメントと年度初めからのタイミングのよい個別教育計画における重大な遅延、支援教員の過剰な入れ替わりと彼らの大雑把でしばしば不十分な専門性、また、意欲や専門能力の欠如と、普通教員と支援教員による連携の欠如のために、教育の質の問題が発生している 122。 指導の継続に関しては、2014 - 2015 年度に、障害のある小学生の 14.7%、中学 1 年生の 16.5% が支援教員を変更し、障害のある小学の生の 41.9%、中学 1 年生の 36.5% が前年度の支援教員を変更した 123。 ○コラム 21 一貫の低い教育が知的障害や発達障害のある成人に与える影響 就学前のダウン症の子どもの	82% が保育所や幼稚園を利用しており、6 ～ 14 歳の子どもの 97.4% が普通学校に通学している一方で、普通学校に通学している青少年の割合は半数弱に減少する。同じ傾向は自閉スペクトラム症（ASD）の子どもにも見られ、14 歳未満の 93.4% が普通学校に通学しているのに対して、14 歳以上の青少年の場合は 67.1% である。 義務教育後は、ダウン症の若者で職業訓練を利用しているのは 11.2% のみで、20 歳以上の若者で職業訓練課程に参加しているのは 6.7% である。彼らの労働市場へのインクルージョンはほとんどない。24 歳以上のダウン症の人のうち、働いているのは 31.4% のみで、その大半（60% 以上）は雇用契約を結んでいない。70% 以上が何の賃金も受け取っておらず、最低賃金を受け取っている者もいるが、それは同じ仕事
の通常の報酬よりも低い。ASD の人の状況はさらに悪く、20 歳以上の人で働いているのは、保護的な職場を含めても 10% のみである 130。 一時的に高度な健康ニーズのある生徒の在宅教育の利用について定めた省内回覧 60/2012 では、障害のある生徒と永久的に健康ニーズのある生徒（寝たきりまたは免疫不全の生徒など）の通学を禁じ、教育制度から排除している。さらに同回覧は、在宅支援教員の任命を定めているだけで、在宅教育の質は保証しておらず、個別に作成された質の高い在宅教育プログラムの開発に必要な、より詳細な手段や配慮についても定めていない。 新たな学校改革法 107/2015 では、障害のある児童・生徒の教育の質と継続性を高めるために、支援教員の	専門研修のプロセスと独自の仕事、また、障害のある児童・生徒のインクルージョン方略に関する必須研修を、普通教員の教育課程に含めるよう定めている。障害者団体は、障害のある生徒の教育ニーズを最大限満たし、教師が支援を一時的な代替策として選択することを防止するため、特別支援教育とコミュニケーション方略関連の徹底した資格認定を通じて障害のある児童・生徒のインクルーシブな教育の質を改善する法案 131 を作成した。 最後に、法律 270/82 の第 64 条では、障害のある教師が小学校で支援教員として働くことを認めており、また、全盲の教師には中学校の授業に信頼のおけるアシスタントを連れて行く権利があると定めている。とはいえ、それは障害のある人のあらゆるレベルの学校における普通教員	及び支援教員への採用を促進するものではなく、障害のある教師にその障害種を問わず信頼のおけるアシスタントによる支援を明確に保証するものでもない。 学校改革法 107/2015 では、高校生による労働市場または仮想企業におけるさまざまな職業体験へのアクセス強化を定めている。とはいえ、それは障害のある生徒を明確に含むものではなく、彼らが労働市場における訓練の機会へのアクセスを得るために必要となる可能性がある支援や合理的配慮を保証するものでもない。 障害のある学生に支援サービスの利用、個別指導および教材のアクセシビリティを保証している大学は少ない。このため、障害のある多くの学生が、自宅から遠く離れた、支援サー

ビスを提供している大学に移らなければならない。さらに、支援サービスと個別指導の継続は、予算を理由に一時中断される可能性があるため、保証されていない。

生涯学習については、州による違いはあるが、15～64歳の障害のある人や慢性疾患のある人約5百万人（38%）¹³²が、大学や職業訓練課程へのアクセスを持っていない。この分野における州の自由裁量性は、職業訓練へのアクセスに関する国の基準や監視の仕組みがないために、不適切なほど拡大されている。生涯学習サービスに関する国家戦略ガイドラインが国、州及び地域行政統合会議によって2014年に合意されたが、これには障害のある人が含まれていない。

障害や高度な支援ニーズのある成人

のための居住型施設とデイセンターが、おもに支援を提供している。そのほとんどは、教育や、社会・職業ハビリテーションまたはリハビリテーションプログラムを保証していない。国の法律328/2000の実施に関する省令308/2001では、障害のある人のためのデイセンターの構造的要件を定めているが、提供される活動の規制は州行政に委ねている。

○第24条に対する違反

支援教員と普通教員の、特別支援教育の方略と代替的／補助的なコミュニケーションの形態及び手段に関する不十分で大雑把なスキル、支援教員の入れ替わりが、障害のある生徒に質の高い教育を保証する義務の妨げとなっている。この結果、障害のある生徒は、高等教育や職業訓練を受ける平等な機会を得られず、職場でのインクルージョンを果たせ

ていない。より複雑な学習障害や深刻なコミュニケーション障害のある人は特に不利で、権利条約第15条、16条及び17条に反し、虐待や、インテグリティ〔心身がそのまゝの状態で尊重されること〕と尊厳を損なう取扱いを受ける危険にさらされている。

○勧告

48. 子どもの権利委員会の総括所見に従い、学校及び各学級における障害のある児童・生徒のインクルージョンと教育の質を、彼らの課内・課外活動への参加と、高等教育や職業訓練へのアクセス、卒業後の職場でのインクルージョンも含めて監視するための適切な指標を考案し、採用し、使用する。ジェンダーの平等の問題と、高度な教育支援ニーズのある生徒に対する障害に基づく不平等に、特別な注意を払わなければなら

らない。

49. 普通教員とその他の学校職員の障害のある生徒の教育ニーズに関するスキルを、初期に必須研修を行うことで強化する。子どもの権利委員会並びに経済的、社会的及び文化的権利委員会の総括所見に従い、障害のある児童・生徒の多種多様な教育・コミュニケーションニーズに適した効果的な特別支援教育の方略と代替的／補助的なコミュニケーションの形態と手段に関する専門課程を設けるとともに、支援教員の特別な役割を定め、障害のある生徒への指導継続を確保するために必要な措置を提供し、障害者団体が促進している法案2444ACを改革法107/2015の実施に関する委任法令に統合する。

50. 教員、学校アシスタント、支援教員を対象とする、特別支援教育の方略133、補助器具及び新世代ソフトウェアの使用に関する大学講座と

研修の質基準を設け、支援教員に対する研修と講座の質の監視に障害者団体の積極的な参加を得る。

51. 法律107/2015第1条153-155に定められている校舎の改修に、ユニバーサルデザインに従ったアクセシビリティ要件を盛り込む。大学院課程を含む大学へのアクセスを、学習やコミュニケーションに困難がある学生のニーズを満たす適切なサービス、すなわち、個別指導、字幕、手話通訳者などの一様な提供により改善する。障害のある教師の、普通教員及び支援教員への採用を促進する。

52. 法律107/2015第1条153-155に定められている校舎の改修に、ユニバーサルデザインに従ったアクセシビリティ要件を盛り込む。大学院課程を含む大学、在学中及び卒業後の職業訓練、生涯学習プログラムへのアクセスを、学習やコミュ

ニケーションに困難がある学生のニーズを満たす適切な支援サービスと合理的配慮、すなわち、個別指導、字幕、手話通訳者などの一様な提供により改善する。普通教員及び支援教員への障害のある教師の採用を促進する。



通級指導の担当教員の基礎定数化に向けた緊急アピール

全国特別支援教育推進連盟理事長
大南英明
全国手をつなぐ育成会連合会会長
久保厚子
一般社団法人日本自閉症協会会長
市川宏伸
一般社団法人日本発達障害ネット

ワーク理事長 市川宏伸
平成二十九年度の概算要求に際し、文部科学省は「次世代の学校」指導体制実現構想において『通級指導の担当教員の基礎定数化』を求めています。

通級指導は、小、中学校において、ほとんどの授業を障害のない子どもと一緒に受けながら、週に数時間、障害に伴う学習や生活上の課題を克服するための指導を受けるものであり、個々のニーズに応じた多様な学

びの場の一つとして、インクルーシブ教育システムの根幹を担うものです。

通級指導を実施するためには、専任で専門の教員が不可欠ですが、現在は、予算の範囲内で加配されており、ニーズがあっても教員が必ず配置されるとは限りません。基礎定数化することで、通級指導を必要とする子どもたちの数に応じ、きめ細かに対応することが可能となり、教育委員会も、計画的に教員を採用し、育成し、配置することができるようになります。

このため、関係団体としても、その実現を目指し、関係各位にご理解をお願いしてきました。

ところが、過日財務省は、特別支援教育のための教員配置について、「学級規模と学力の相関がみられないこと」や「外部の支援員を活用し

ている例があること」などを理由として、その費用対効果を検証・分析するよう求め、「十年で約四・九万人」もの教職員を削減するという考え方を示しました。

通級指導は、コミュニケーションを取るのが苦手な子ども、発音が上手にできない子どもなど、一人一人の障害の特性とそれぞれが抱えている課題を丁寧に捉え、それを乗り越えるための個別指導や小集団指導を、正規の教育課程の中で行うものです。子どもによって、抱える課題も伸び幅も様々で、効果を数値のみで測ることはできません。ましてや、学力のみで測ろうとすることは障害のある子どもへの理解を欠いていると言わざるを得ません。

通級指導の効果を示すエビデンスが必要であれば、対象児童生徒数がこの十年で二・三倍を超えていることをみれば、その効果が広く実証さ

れていることは、火を見るよりも明らかです。

また、特別支援教育においては、医療的ケアやリハビリテーション、生活上の介助を行う、看護師や理学療法士といった外部専門家や支援員の活躍が不可欠で、政府予算においても手当がなされています。しかし、外部の専門家は教育活動自体を行う方々ではなく、教員に代わる存在ではありません。代替しないのですから「費用対効果を最大化する最適な組み合わせ」など検証しようがありません。

教育現場のニーズに寄り添おうとしない財務省の考え方は根拠の薄いことであり、通級指導の担当教員の基礎定数化を実現し、障害のある子どもたちの教育環境の充実に更なる一歩を踏み出していただくべく、緊急にアピールするものです。



2016

年 1 2 月
1 0 日 檀原

市商工経済会館中ホールで以下の講演が行われました。周知期間が短かったためか会員の皆様の参加は少なかったようですが、でいあーが共催ということで、教育、福祉関係の支援者が多く参加しておられました。紙面の都合上初めの部分だけ紹介します。（河村）

ライフステージに応じた自閉症スペクトラムの支援について

2016. 12. 10.

自閉症スペクトラム講演会 in 奈良
檀原市商工経済会館
日本自閉症協会
市川宏伸

発達障害とは

×発達上に問題があるのが発達障害
○支援法の中に定義されている 発達障害者支援法（平成）17 年施行、

28 年改正）

×発達障害は子育てが原因で生じる
○発達障害は何らかの脳機能障害が前提 脳機能障害の本質については研究途上

発達障害者支援法について

1 これまでの経過

・多くの公的扶助は知的障害者（児）が対象であった

・7～8 年前より、知的障害を持たない発達障害者への援助を求める運動が始まり、共感する議員の間で、議員立法を作ることが考えられた。

・厚生労働省が中心になり、文部科学省も加わって、議員、医療・教育・福祉関係者らによる検討が行なわれ、平成 16 年 12 月、発達障害者支援法が成立した。

2 内容について

・議員立法であり、理念法である

・対象者（児）は、「脳機能の障害であって、その障害が通常低年齢に

発症するもののうち、ICD の F8（学習能力の特異的発達障害、広汎性発達障害など）および F9（多動性障害、行為障害チック障害など）に含まれるもの」とされた

・国民には、「障害者への理解と障害者の社会参加に対する協力」を求めている

・医療、保健、福祉、教育、労働の業務に関する部局へは” 障害者支援の連携” を求めている

・国、都道府県および市町村に対しては、「発達障害に対する国民の理解を深めるように啓発活動を行なう」こととしている

教育関係者には“発達障害児（者）への教育的配慮”を義務付けている
・就労については、「就労機会の確保、学校における就労支援の準備をする」こととしている

「自閉症、発達支援センター」は「発達障害者センター」として、法の対

象とする障害に対象を拡大してその事業を行なうこととなった

・センターは「発達障害を対象とする専門医療機関の確保および支援体制の整備、医療または保健業務に従事する者に対して知識の普及・啓発に努める」ことになっている

・発達障害者への適切な支援のため、さまざまな分野で専門的知識を有する人材の確保をする

・発達障害の実態の把握とともに、原因の究明、診断および治療、支援方法などの調査研究を行なう

発達障害者支援法の「発達障害」とは？

・（法）：自閉症、アスペルカ症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であり、その症状が通常低年齢で発現するもの

・（両次官通達）：脳機能の障害であって、その障害が通常低年齢に発症

するもののうち、ICD の F8（学習能力の特異的発達障害、広汎性発達障害など）および F9（多動性障害、行為障害、チック障害など）に含まれるもの

発達障害者支援法の改正（1）

平成 17 年に施行された発達障害者支援法は、平成 28 年 5 月に議員立法として改正された

（目的）障害者基本法の理念に則り、障害の有無によって分け隔たれない共生社会の実現を目指す

（定義）発達障害および社会的障壁により日常・社会生活に制限がある者を発達障害者とする。社会的障壁とは、日常、社会生活において障壁になる事物、制度、慣行、観念その他を指す。

（基本理念）すべての発達障害者の支援は、発達障害者の社会参加、生活の選択の機会確保、地域社会における共生が妨げられない。

発達障害者支援法の改正（2）

発達障害者の支援のための施策としては、児童の発達障害の早期発見など、教育、情報共有の促進、就労の支援、司法手続きにおける配慮、発達障害者の家族への支援などを改正あるいは追加している

発達障害者支援センターなどは、発達障害の早期発見、早期の発達支援のために、発達障害者およびその家族その他の関係者が可能な限りその身近な場所において必要な支援が受けられるよう適切な配慮をする

発達障害者支援法の改正（3）

発達障害者支援センターなどは、関係者が相互の連絡を図り、地域における発達障害者の支援体制に関する課題について情報を共有し、関係者等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、発達障害者支援地域協議会を設置できる。

総則の中では、国民に対する普及及び啓発、専門的知識を有する人材の確保等、調査研究などを行う発達障害への現在の考え方 ・ 何らかの脳機能障害の存在が前提 ・ 低年齢で生じてくる ・ 原因については現在は仮説しかない ・ 育て方だけでは説明できない ・ 最近は発達障害を何とかなくそうとは考えない ・ 発達障害児、者の持つ社会不適応を減らす 発達障害と社会適応（1） ・ 友達を作るのが難しい⇒対人関係（F8） 相手の気持ちが分からない 自分の気持ちを伝えられない ・ 思考の柔軟性に欠ける⇒社会性（F8） 周囲の出来事の意味を読み取れない 自分が嫌なことは他人も嫌と考えら	れない 暗黙の了解がない 杓子定規である 融通が利かない 発達障害と社会適応（2） ・ コミュニケーションが苦手である（F8）→関係性 - 言葉の意味を取り違える - 情報が錯綜すると混乱する ・ 興味に偏りがある→独特の思考・行動（F8） - 特定のことにのみ興味を持つ - 自分が興味のあることは他人もあると思う 発達障害と社会適応（3） ・ 学習上の困難を抱える（知的障害と無関係）（F8）⇒理解力 - 特定の科目を深く探求する - 科目の中でもバラツキがある ・ 感覚の感受性が特別である⇒社会生活（F8）	過敏な場合と鈍感な場合がある 自分で調節できない 発達障害と社会適応（4） ・ 注意が続かない⇒社会性（F9） - 特定なものにだけ注意が向かう - 目的性も持続性もない ・ 自己抑制が苦手である⇒社会性、関係性（F9） - 衝動性が高い - 自己評価が低下しやすい 発達障害の特徴 1 数が多い 通常学級の6.5%？特別支援教育の1.4% 2 境界は不鮮明 発達障害は連続体で、境界ははっきりしない 3 外見上の変化がある 環境や対応で外見が大きく変わる 4 遺伝的背景の存在
家族の中にも存在する可能性 5いくつかの発達障害が重なる 単独で存在することは珍しい ＜中略＞ 自閉症について 自閉症（autism） ↓ 広汎性発達障害（PDD） Pervasive Developmental Disorders 自閉性障害、アスペルガー障害、PDD-NOS ほか Autistic Disorder, Asperge's Disorder PDD-not otherwise specified ↓ 自閉スペクトラム症（DSM－5） Autism Spectrum Disorder 自閉スペクトラム症／障害 ・ DSM－IVと比べて大きく異なっている これまではPDDという大きな枠を決	め、その中に狭い自閉性障害を決めて、これを中心に診断を決めていた⇒自閉性障害よりも不全型の方が多い？ ・ DSM－5では、ASDという大きな枠を決め、中の細かい診断分類は設けていない ⇒特定せよ（specify if）を設けてある ＜以下省略＞	



平成 28 年 11 月 15 日

全国ペアレント・メンター 各位

特定非営利活動法人
日本ペアレント・メンター研究会
理事長 井上 雅彦

ペアレント・メンター応用研修募集について

拝啓

秋の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は地区活動にご尽力いただき、お礼申し上げます。このたび、昨年度にひきつづき日本財団助成事業として応用研修を開催させていただくこととなりました。3 月 は実際のメンターによる相談以外の活動をテーマとして行います。参加希望の方は下記要項に基づきご応募ください。充実した研修内容にしていきたいと思います。みなさまの参加を研究会一同お待ちしております。

記

応用研修 in 東京

日 程： 平成 29 年 3 月 5 日(日) 10:00～16:50

会 場： ビジョンセンター東京 地下一階 101 会議室
(東京都中央区八重洲 2-3-14 ケイアイ興産東京ビル)

定 員： 60 名（定員に達し次第締め切らせていただきます）

対 象： 発達障害のお子さんをお持ち、ペアレント・メンター養成研修を受講した方
*ベーシック研修のみでも参加可能ですが、受講確認をさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

*支援機関の方は、応用研修にはご参加いただけません。

研修内容： 「サポートブック作成リーダー養成研修」「メンターによる啓発活動について」

主 催： 特定非営利活動法人 日本ペアレント・メンター研究会

講 師： 式部陽子先生（奈良教育大学特別教育研究センター）

（予定） 井上雅彦（鳥取大学）、安達潤（北海道大学）

吉川徹（愛知県心身障害者コロニー中央病院）、小倉正義（鳴門教育大学）

竹澤大史（愛知県心身障害者コロニー発達障害研究所）、加藤香（愛知県自閉症協会）

申し込み〆切： 平成 29 年 2 月 2 日（木）必着

【ペアレント・メンター応用研修スケジュール（予定）】

○応用研修（東京）

時 間	内 容
10:00～10:10	オリエンテーション
10:10～12:30	サポートブック作成リーダー養成研修
12:30～13:30	昼食
13:30～16:30	メンターによる啓発活動について
16:30～16:50	質疑応答・受講証明書授与

【会場アクセス】

JR 東京駅 八重洲南口 徒歩2分
 （地下街4番出口 徒歩1分）
 東京メトロ銀座線京橋駅 7番出口徒歩4分



【申込み方法について】

1. 「受講申込書」に必要事項をご記入の上、下記連絡先まで添付ファイルもしくは郵送にてお申込みください。
2. 受講の方には事前案内などお送りいたしますので、PCアドレスなど詳しくご記入ください。
3. ご不明な点は事務局メールまでご連絡ください。その際、携帯メールはドメイン指定ののちご連絡ください。

【送付先】

〒772-8502 徳島県鳴門市鳴門町高島字中島 748

鳴門教育大学 臨床心理士養成コース 小倉研究室

E-mail : parentmentorjp@yahoo.co.jp

特定非営利活動法人 日本ペアレント・メンター研究会

事業担当者：小倉正義・加藤 香

平成28年11月

ペアレント・メンターのみなさまへ

特非) 日本ペアレント・メンター研究会
事務局 加藤 香

いつもお世話になっております。日頃は各地における活動などお疲れさまです。
今回、発達障害支援センター、関係機関経由で3月5日の応用研修のご案内をさせていただいております。
東京駅から徒歩圏という会場を確保できました。みなさまにぜひご参加いただければと思っております。
ここでは研究会事務局の加藤からではなく、皆様と同じ発達障害の息子（知的最重度の自閉症です）をもつ同じ母として、メンターとして、加藤よりみなさまにご提案させていただければと思っております。

遠方から応用研修参加についてご検討のみなさまはおそらく前泊の検討もされることかと思えます。そこで、全国から集まるペアレント・メンターだけで前日夜に懇親会を開いたらどうかと思っております。研修内での情報交換会という固いものでなく、ざっくばらんにワイワイお互いにお話しができ、当該県以外のメンターさんとお知り合いになっていただいたり、お互いの活動の苦労をねぎらったり、時には愚痴など・・・なんでもありの会にできたら楽しいのではないかと加藤は思っています。全国の（…になるかどうかはまだわかりませんが）ペアレント・メンターだけが集まる会はこれが初めてになろうかと思えます。「メンターだけの全国のメンターが集まる会（仮称）」にぜひお顔を出していただければ嬉しく思います。「ご都合により研修当日のみ参加」、「研修には日程が合わずこちらの会だけ参加」というご選択も自由です。以下、現在の案になります。ぜひ一度みなさまに研修と共にご検討いただきたければと思います。

今後ともよろしくお願いいたします。

記

日 時 : 平成29年3月4日（土）19:00 ごろから

会 場 : 東京・新橋・品川などのどこか

会 費 : 3,000 円～5,000 円（なるべくリーズナブルに探したいと思います）



☆開催までの流れ・お願い☆

- ・まずは開催可能かどうか、みなさまのご意見を申込書と共に教えてください。
- ・人数によって開催可能か、会場規模をどのようにするか決めさせていただきます。人数が少ない場合は、研修内昼食時間に情報交換会にするかどうか当会で検討します
- ・会場、会費が決まりましたら参加連絡をいただいている方に懇親会ご連絡の文書を事前案内と共に同封させていただきます。その際、再度参加調査をさせていただきますので、追加申込も事前案内の時にいただければ大丈夫です。（その際は後日懇親会の内容をお送りいたします）。

ご不明な点は研究会(parentmentorjp@yahoo.co.jp)加藤あてまでご連絡ください。携帯メールの際は受信できるよう設定の上お送りください。

以上

“MY FAVORITE” 協会会員のみなさまの作品紹介 ～第3回

当協会会員の皆様やお子様方の、素敵な作品や活動を、「きずな」でご紹介させていただいております。
 “好きな活動”は、いろんな可能性を秘めた宝物。本人とご家族の、成長や壁を超える大きな力になります。
 皆様個々の個性を生かす活動が、同じ願いや悩みを持つ仲間・同志の社会参加へのヒントになります！
 今回ご紹介させていただきますのはこちら！
 どうぞ、皆様も、年齢や作品の新旧に関係なく、楽しい紙面づくりにご協力お願いいたします！
 ≪作品募集！kawafune@ares.eonet.ne.jp までメール送信してください≫



都祁マラソンでは
今年もハーフを
完走！



奈良マラソンは
10Kmを57分で
ゴール！

～お母様にインタビューさせていただきました♪～

Q1.「お子様の年齢、性別は？」

—「23歳の女の子です。」

Q2.「いつ撮られたお写真ですか？何キロを走られたのでしょうか？」

—「今年11月20日開催の“都祁マラソン”はハーフ(タイムは2時間9分)を、12月11日開催の“奈良マラソン”は10Kmを57分で走りました」

Q3.「いつ頃から長距離を走られるようになられましたか？」

—「中学生の頃から走り始めました。中学の頃は3Kmくらいで、高校生では5Km、卒業後は10Km。3年前からハーフの距離にもチャレンジしています。」

Q4.「練習はどちらでされていますか？また、他に続けられている活動は？」

—「陸上の練習は、『スペシャルオリンピックスの陸上プログラム』や『奈良市の福祉センターの陸上教室』、走る仲間たちと練習しています。

他に『スペシャルオリンピックス水泳プログラム』と、『あごら音楽クラブ』でピアノを、そして『YMCAのミネルヴァ絵画教室』で絵画を習っています。」

Q5.「帰宅後や休日、お好きな過ごし方は？マイブームは？」

—「夜はCDを聞きながら、写真の整理をしています。休日は体を動かす活動が多いです。母とのロングドライブしながら温泉に入ることも楽しみです。」

Q6.「これからの目標や楽しみは？」

—「このまま走力の維持出来て、フルマラソンに参加出来たらいいなと母は思っていますが、本人はどうですかね？ディズニー旅行や温泉・海水浴など楽しんでいます。全てに食べ物の楽しみがあります。」

Q7.「お子様の一番すきなところは？」

「笑顔です♡」

～お母様から・娘さんのマラソンその他の活動について～
 「小さいころには、一般のマラソン大会に出場して一人で完走できるようになるなんて、想像もできませんでした。今ではあの人込みの中でトイレに20分以上待ったり、スタートまで30分以上待っていることに成長を感じています。娘の場合は、マラソン大会は、走って終わりではなく、そのあとの豚汁やラーメンやクレープを食べるなど大会の楽しみがあるから続けられていると思います。」

5Kmの距離から10Kmエントリーに変えた年は、コースを何度も主人と試走しました。

初ハーフマラソンでは、伴走を快く引き受けてくださる方に出会い、翌年から一人で走れるようになりました。

目標フルマラソンなんて書きましたが、レース中の給水、

食物補給、トイレ、足が痛くなった時の対応など、ものすごく高いハードルです。

今まで“スモールステップ”で、継続して力をつけて来たので、これからもあせらず楽しみながら継続していけるように、サポートしていきたいと思います。」

☆スモールステップを積み重ね、こんな素晴らしい活動をつづけられておられる娘さん！お母さん！ご家族！美味しいものや、お楽しみの余暇をすごしながら、すてきな笑顔がいっぱい湧き出るように、これからもいろんな活動を続けてくださいね♡



2016年度 自閉症eサービス 人材育成&コンサルテーション事業

実践報告会



2016年度の自閉症eサービスの実践報告会は、京都市児童福祉センターの田中一史医師をお招きします。田中先生は、児童精神科医として日々診療を行うかたわら、ごきょうだいの立場で京都府自閉症協会きょうだい支援の会「なかよし会」の代表を務めておられます。実践報告会の前半は、田中先生に、ご自身のごきょうだいとの関わりや医師として日頃取り組んでおられることを中心にご講演いただきます。

後半は、自閉症eサービスと関係の深い事業所からの実践報告を予定しています。色んな取り組みを共有することで、今後の支援にいかすヒントを見つける、あるいは改めて自身の支援のあり方を見直す、そんな機会にできればと思っています。

- ◆ 日 時 2017年3月18日（土） 10:00～16:30
- ◆ 講 演 「きょうだいとして、支援者として」 田中 一史氏
（京都市児童福祉センター 児童精神科医師、きょうだい支援の会「なかよし会」代表）
- ◆ 実践報告 3～4事例
- ◆ 会 場 大阪社会福祉指導センター（裏面の案内参照）
- ◆ 参加費 年間パスあり：1000円、 年間パスなし（一般）：4000円
- ◆ 定 員 200名（定員になり次第受付終了）
- ◆ 申込み ホームページ、もしくは裏面申込用紙に必要事項をご記入の上、郵送またはFAXにてお申込みください。 申込締切り：2017年2月20日（月）

お問い合わせ・お申込み先

特定非営利活動法人 自閉症eサービス 谷町オフィス
〒542-0062 大阪市中央区上本町西 3-3-28
FAX: 06-4305-3158 e-mail: jiheishou.e@jiheishou-e.org
HP: <http://www.jiheishou-e.jp/>

スタッフが常駐していませんので、お問い合わせの返信が遅れることがあります。
なるべくメールでご連絡ください。

FAX 送信先：06-4305-3158

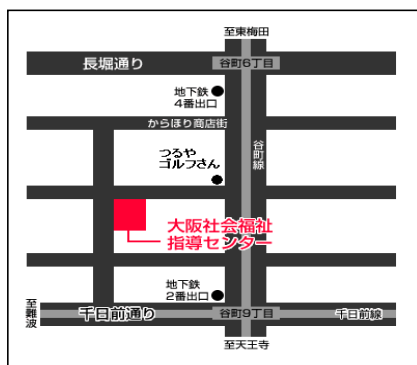
2016年度 自閉症eサービス 人材育成&コンサルティング事業

実践報告会 申込み用紙

- ・ 締切りは、2017年2月20日（月）必着。先着順で受け付けます。
- ・ 会場の定員の関係で、ご参加が難しい場合のみご連絡いたします。
- ・ お申込み後にキャンセルされる場合は、お手数ですが事務局までご連絡をお願いします。

お名前（フリガナ）	2016年度年間パス（ ☐ 大阪 ☐ 京都 ☐ 奈良）
	☐ あり（ ☐ 団体 ☐ 個人） 登録番号：_____
	☐ なし
実践報告会に期待することや今後取り上げて欲しいテーマがあれば記入してください。	
★年間パスをお持ちでない方は、ご所属、連絡先をご記入ください。	
ご所属	
ご連絡先 ☐ 自宅 ☐ 職場（職場名 _____）	
TEL:	
FAX:	
E-Mail:	
住所：〒 _____	
*今後、ご記入の連絡先に自閉症eサービスから研修案内をお送りしてもよろしいですか？ ☐ はい ☐ いいえ	

★個人情報保護法にのっとり目的外使用はいたしません。



会場アクセス

会場：大阪社会福祉指導センター

住所：大阪市中央区中寺 1-1-54

最寄り駅：大阪市営地下鉄 谷町六丁目駅

徒歩約5分

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円